

第五十五回
参議院内閣委員会會議録第十号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)
午前十時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顕道君

委員 源田 実君
船田 謙君
森 八三二君
山本茂一郎君
中村 英男君
前川 且君
中沢伊登子君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
國務大臣 増田甲子七君

政府委員

防衛庁人事局長 穴戸 基男君
大蔵大臣官房長 龜徳 正之君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

〔理事八田一朗君委員長席に着く〕
○理事(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

去る四月三日、予備審査のため付託されました大蔵省設置法の一部を改正する法律案、同月五日、予備審査のため付託されました昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、同月二十二日、予備審査のため付託されました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。

水田大蔵大臣。
○國務大臣(水田三喜男君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、大蔵省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、大蔵省の國際金融局に次長一人を置くこと、税関の業務部及び鑑査部を廃止し、輸出部及び輸入部を設けること、東京国税局に調査第三部を設けること、並びに理財局及び国有財産局の所掌事務の一部を國際金融局に移管すること等について、所要の改正を行なうとするものであります。

第一に、國際金融局に次長を置くことについて御説明申し上げます。

最近、國際協調の緊密化に伴い、國際通貨基金、經濟協力開發機構等により開催される國際會議の頻度が高まり、また、經濟協力の進展等に伴い、諸外国との交渉、關係各省との連絡調整等の事務も著しく増加しております。このため、國際

金融局の機構の充実をはかる必要があります。

第二に、税関の業務部及び鑑査部を廃止し、輸出部及び輸入部を設けることであります。

税関におきましては、従来は、通關事務を、輸出入申告書類の審査を行なう事務と、輸出入貨物の検査、鑑定を行なう事務とに分け、それぞれ業務部と鑑査部において所掌していたものであります。が、昨年十月の申告納税制度への移行を機会に、通關事務を、輸出と輸入に区分し、輸出部及び輸入部において一貫して処理することに改め、事務處理の迅速化をはかるものであります。

第三に、東京国税局に調査第三部を設けることであります。国税局の調査部におきましては、資本金五千万円以上の法人等を所管しておりますが、東京国税局調査部の所管法人数は近年著しく増加してまいりました。これに対処して、同局調査部の管理機構を充実するため、調査第三部を設けようとするものであります。

第四に、金に関する事務を國際金融局に一元化することです。

國際金融局は、外貨資金を管理し、金の輸出入の規制等を所掌しておりますが、金の對外決済準備としての重要性にかんがみ、この際、理財局及び国有財産局の所掌事務のうち、金に関するものを國際金融局に移管することが適当と考えられます。

第五に、理財局の所掌事務のうち、賠償等に関する事務を國際金融局に移管することです。

國際金融局では、經濟協力に関する事務も所掌しておりますが、賠償等に関する事務が、これと密接に関連するものであること等にかんがみ、この際、これらを一元的に國際金融局の所管とすることが適当と考えられます。

規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法、及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている年金につきまして、このたび別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引上げであります。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金につきましては、従来と同様に恩給における改正措置になら

ない、年金額の計算の基礎となる俸給の額を原則として一〇%引き上げるとともに、六十五歳以上の年金受給者等にかかる年金につきましては、この年金額の計算の基礎となる俸給の額に、さらに、一〇%又は一八・五%に相当する額を加えた額を年金額の計算の基礎とする額とすることとしたのであります。

また、現行の国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金につきましては、現在、年金受給者の退職時の俸給をいわゆる二万円ベースに換算した額に、その二〇%を加えた額を年金額の算定の基礎となる俸給の額とし、その額が退職時における年金額算定の基礎となる俸給の額をこえる場合には年金の改定を行なうこととしておりますが、今回これを改め、現行法施行前の期間に対応する部分につきましては、年金改定における年金額の算定の基礎となる俸給の額を恩給における改正措置になら引き上げることとし、また、

現行法施行後の期間に対応する部分につきましても、その社会保険制度としてのたてまえにかんがみまして、年金改定における年金額算定の基礎となる俸給の額を〇・〇〇引き上げて、これを基礎として計算した年金額が既裁定の年金額を上回るときは、その差額に相当する額の引上げを行なうこととしたしております。

第二は、今回の年金額の改定に要する費用の負担であります。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法の規定による年金額の改定に要する費用は、従来と同様に全額国が負担することとしたしております。

〔理事八田一朝君退席、委員長着席〕

また、現行の国家公務員共済組合法による年金額の改定に要する費用につきましても、従来と同様に、現行法施行前の期間に対応するものにつきましても、全額国が負担することとし、現行法施行後の期間に対応するものにつきましては、原則として国及び組合員が負担することとしたしております。

第三は、いわゆる旧勅令による共済組合の組合員であった期間の取り扱いの改正であります。

昭和三十六年の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日前に組合員の資格を喪失した者の旧勅令による共済組合員であった期間につきましても、現行の国家公務員共済組合法施行後に組合員の資格を喪失した者の旧国家公務員共済組合法の適用を受けた期間の取り扱いとの均衡を考慮いたしまして、同日以後に組合員の資格を喪失した者の取り扱いと同様にその期間を年金額計算の基礎とすることとしたしております。

第四は、増加恩給受給権を放棄した者に関する取扱いの改正であります。

現行の国家公務員共済組合法施行の際に増加恩給受給権を放棄した組合員に対する給付につきましても、その廃疾の程度を加味することとし、現行法施行後において公務により廃疾となった者と同様に取り扱う措置を講ずることとしたしております。

ます。なお、現在増加恩給受給権を有している組合員が一定期間内に、これを放棄した場合につきましても、同様に取り扱うこととしたしております。

このほか、この法律案におきましては、恩給の改正に伴う所要の措置を講ずることとしたしております。

最後に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、最近における職員の旅行の実情等にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移動料等の定額を改定する措置等を講ずるものであります。

次に、改正の要点を御説明申し上げます。

日当、宿泊料及び食料につきましては、最近における宿泊料の実態等を考慮し、法律の別表を改正して、その定額を約一割五分程度引き上げることとしたしております。

移動料につきましても、職員の赴任の実態等にかんがみ、現行定額を約五割程度引き上げるほか、特に多額の運賃を必要とする場合等における現行の加算割合を引き上げることとしたしております。

また、旅費の支給区分につきまして、内閣総理大臣等のうち、その他の者に該当する職員の一部について、その区分を國務大臣相当とするほか、その他所要の改正を行なうこととしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で、三案の提案理由の説明は終わりました。

三案につきましては、本日はこの程度といたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る三月二十九日、予備審査のため付託されました。

それではまず、提案理由の説明を聴取いたします。増田防衛庁長官。

○國務大臣(増田甲子七君) 今回提出いたしました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容について、御説明申し上げます。

この改正案は、予備自衛官手当について、その月額を、現行の千円から千五百円に改めようとするものであります。現行の月額は、昭和二十九年予備自衛官の制度が設けられた際に定められたまま、現在に至ったものであります。その後の物価等の変動を勘案して、これを改定することとしたものであります。

なお、この改正案は、本年十月一日から施行することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるよう、お願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願(第一〇七二号)

国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願
請願者 茨城県那珂郡東海村丹石川九一二
根本誠

紹介議員 伊藤 顕道君

海外引揚公務員を含む再就職公務員のうち左記に該当する者に対しては、最終退職の際、前の勤続年数を通算して退職手当を支給するよう、国家公務員等退職手当法の一部を改正されたい。

一、少なくとも昭和十六年十二月八日以降、昭和二十年八月十四日以前に海外から引揚げ、現在再就職している者。

二、国内において戦災などの戦争犠牲により一時退職したが、現在再就職している者。

理由
一、昭和二十年八月十五日以降の引揚者のうちほとんどの者については前の勤続年数が通算されているのに、それ以前の引揚者については理由のいかんを問わず通算措置がなされていない現状である。

二、軍人恩給の復活等戦争犠牲救済措置がなされている現在、戦災による疎開、勤務先の異変などの理由でやむを得ず一時退職した者に対して早急に救済措置を講ずべきである。

第一〇七三号 昭和四十二年五月九日受理
元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給等通算に関する請願(三通)

請願者 東京都北多摩郡久留米町上ノ原二
青木実外二名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第二〇二号と同じである。

第一〇七四号 昭和四十二年五月九日受理
年金(恩給)の増額及び公立学校共済組合健康保険
証の終身使用に関する請願(九通)

請願者 岐阜県羽島郡岐南町三宅 川出隆
司外九十五名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一〇七八号 昭和四十二年五月十日受理

旧勲章年金受給者に関する特別措置法の一部改正
に関する請願

請願者 熊本市黒髪町下立田四三三 高本

朴

紹介議員 園田 清充君

旧勲章年金受給者に関する特別措置法第二条の、
一時金の受給権者の範囲を、実情に照して拡張す
るよう、できるだけすみやかに改正せられたい。

理由

一、請願者の父高本外平は、日露戦役に従軍して
金し勲章年金を拝受していたが、昭和三十年十
二月に死亡したため、本法律第二条の適用範囲
外となった。

二、昭和三十八年四月一日まで生存した者の相続
人には全額の十万円が支給されるのに、終戦後
の苦難時代を十年以上も既得権を奪われ、老後
の身を貧しく過ごし、淋しく生がいを閉じた老
兵に対しては、香花料の供与も考慮されていな
いこの措置は、まったく不公平である。

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、許可、認可等の整理に関する法律案

許可、認可等の整理に関する法律案
許可、認可等の整理に関する法律案

目次

第一章 総府関係(第一条―第七条)

第二章 大蔵省関係(第八条)

第一部

内閣委員会会議録第十号 昭和四十二年五月二十三日【参議院】

第三章 文部省関係(第九条―第十二条)

第四章 厚生省関係(第十三条―第二十二條)

第五章 農林省関係(第二十三条―第二十四條)

第六章 通商産業省関係(第二十五条)

第七章 運輸省関係(第二十六条)

附則

第一章 総府関係

(日本科学技術情報センター法の一部改正)

第一条 日本科学技術情報センター法(昭和三十
二年法律第八十四号)の一部を次のように改正
する。

第四十条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 この法律に規定する内閣総理大臣の
権限は、科学技術庁長官に委任することがで
きる。ただし、第十三条及び第十六条に規定
する権限については、この限りでない。

第四十一条中、「科学技術庁長官」の下に「
以下同じ。」を加える。

第四十三条第一号中(第四十条の規定により
科学技術庁長官に委任された場合には、科学技
術庁長官)を削る。

(理化学研究所法の一部改正)

第二条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八
十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣
の権限は、科学技術庁長官に委任することが
できる。ただし、第十二条並びに第十五条第
一項及び第二項に規定する権限については、
この限りでない。

第三十八条中「科学技術庁長官」の下に「以
下同じ。」を加える。

第四十一条第一号中(第三十七条の規定によ
り委任された場合には、科学技術庁長官)を削
る。

(新技術開発事業団法の一部改正)

第三条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律

第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 この法律に規定する内閣総理大臣
の権限は、科学技術庁長官に委任することが
できる。ただし、第十二条、第十五条第一項
及び第二項(第二十七条において準用する場
合を含む)並びに第二十五条に規定する権限
については、この限りでない。

第四十六条第一項中「科学技術庁長官」の下に
「以下同じ。」を加え、同条第二項中(前条の
規定により当該権限の委任がなされた場合に
おいては、科学技術庁長官)を削る。

第四十九条第一号中(第四十五条の規定によ
り当該権限の委任がなされた場合においては、
科学技術庁長官)を削る。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律
第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(科学技術庁長官への委任)

第三十八条の二 この法律に規定する内閣総理
大臣の権限は、科学技術庁長官に委任するこ
とができる。ただし、第十二条、第十五条、第
十九条第二項、第二十四条及び第三十六条に
規定する権限については、この限りでない。

第三十九条中「内閣総理大臣」の下に(前条の
規定により委任された場合には、科学技術庁長
官。第四十一条第一号において同じ。)を加え
る。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第五条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十
一年法律第九十三号)の一部を次のように改
正する。

第四十六条中「内閣総理大臣」を「科学技術庁
長官」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律の一部改正)

第六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六
号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「主務大臣」の下に(内閣
総理大臣については、第七十四条の二の規定に
より委任された場合には、科学技術庁長官。次
条から第七十二条までにおいて同じ。)を加え
る。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(科学技術庁長官への委任)

第七十四条の二 この法律に規定する内閣総理
大臣の権限は、科学技術庁長官に委任するこ
とができる。ただし、次の各号に掲げる権限
については、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六
条第一項、第二十三条第一項、第二十三
条の二第一項並びに第三十九条第一項及び
第二項の規定による許可

三 第八条第一項、第十八条第一項及び第三
十一条第一項の規定による認可

四 第十条第一項の規定による指定の取消し
及び同条第二項の規定による指定の取消し
又は事業の停止の命令

五 第二十条第一項の規定による許可の取消
し及び同条第二項の規定による許可の取消
し又は事業の停止の命令並びに第三十三
条第一項の規定による許可の取消し及び同条
第二項の規定による許可の取消し又は原子
炉の運転の停止の命令

(日本原子力船開発事業団法の一部改正)

第七条 日本原子力船開発事業団法(昭和三十
八年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第三十九条 この法律に規定する内閣総理大臣
の権限は、科学技術庁長官に委任することが
できる。ただし、第十三条、第十六条、第二
十條第二項、第二十四条第一項及び第三十五

条に規定する権限については、この限りでない。

第二章 大蔵省関係

（公認会計士法の一部改正）

第八条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三項、二を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十七條第二項及び第三項を削る。

第十九條第一項中「第十七條第一項又は第三項」を「第十七條」に改め、同条第二項中「第十七條第一項の登録の申請書」を「前項の登録申請書」に改め、同条第三項中「第十七條第一項又は第三項」を「第十七條」に改める。

第二十条中「第十七條第一項」を「第十七條」に改める。

第二十一条第四号を削る。

第三章 文部省関係

（学校教育法の一部改正）

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「都道府県の教育委員会の認可を受けて」を削る。

（社会教育法の一部改正）

第十条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一号を次のように改める。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に關し、必要な指導及び調査を行なうこと。

第二十五條及び第二十六條を次のように改める。

第二十五條及び第二十六條 削除

（図書館法の一部改正）

第十一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改め、同条の前の見出しを第十二條の見出しとする。

第十二條 削除

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

（予約出版法の廃止）

第十二條 予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）は、廃止する。

第四章 厚生省関係

（トラホーム予防法の一部改正）

第十三條 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「二十四時間以内」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診斷シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄」に改める。

（寄生虫病予防法の一部改正）

第十四條 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一條ノ二中「二十四時間以内」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診斷シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄」に改める。

（優生保護法の一部改正）

第十五條 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項を削り、第四項を第三項とする。

（へい獣処理場等に関する法律の一部改正）

第十六條 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十條第二号中「前条第五項」を「第九條第五項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第九條第一項」に改める。

（狂犬病予防法の一部改正）

第十七條 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村長」を「保健所長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「保健所長」に改め、「届出があつたときは」の下に「政令の定めるところにより」を加える。

（保健婦助産婦看護婦法の一部改正）

第十八條 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第三項中「保健婦助産婦看護婦試験審議会」を「保健婦助産婦看護婦審議会」に改める。

第二十條中「助産婦試験」を「助産婦国家試験」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四條 削除

第五十三條第二項ただし書を削る。

（歯科衛生士法の一部改正）

第十九條 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「歯科衛生士」を「業務に従事する歯科衛生士」に改め、「業務に従事する者」については、更にその場所、を削り、「その住所」を「その就業地」に改める。

（歯科技工法の一部改正）

第二十條 歯科技工法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「歯科技工士」を「業務に従事する歯科技工士」に改め、「業務に従事する者」については、さらにその場所を削り、「その住所」を「その就業地」に改める。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第二十一條 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「記録シ其ノ屍体ヲ仮土葬スベシ」を「記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「仮土葬」を「埋葬」に改める。

（公益質屋法の一部改正）

第二十二條 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 貸付金額及貸付利率ハ命令ヲ以テ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條第一項を削る。

第十五條第四項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

（漁港法の一部改正）

第二十三條 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項本文中「埋立」を「埋立て」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、左の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

一 漁港修築計画によつてする埋立て

二 前号に掲げるもののほか、第一種漁港又は第二種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

（漁船法の一部改正）

第二十四條 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第二号中「十五メートル未満」の下に「十メートル以上」を加え、同項第三号中「動力漁船」を「動力漁船で長さ十メートル以上のもの」に改める。

第六章 通商産業省関係

（計量法の一部改正）

第二十五條 計量法（昭和二十六年法律第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第七條 運輸省関係

（地方鉄道法の一部改正）

第二十六條 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六條ノ二の次に次の一条を加える。

第三十六條ノ三 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ陸運局長ニ委任スルコトヲ得

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現に第十二条の規定による廃止前の予約出版法第四条の規定により納付した保証金に対する権利を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に限り、その還付を請求することができる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「及び予約出版の届出の受理に関する事務」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十四号中「承認し又は」を削る。

第七号中正誤

ペシ 段 行

一 三 元

付記 誤

付託 正

昭和四十二年五月二十九日印刷

昭和四十二年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局